



— 507 —

技術科教育の安全対策

— 文部省ついに手押かんな盤の使用禁止を指示 —

—

文部省は、さる二月十二日、「中学校技術・家庭科における工作機械等の使用による事故の防止について」という通知を出し、技術科における手押かんな盤の使用を全面的に禁止するなど、新しい安全対策を指示し、関係者に注目されている。

中学校の技術科の授業中、丸のこ盤や手押かんな盤の使用中に指を切断する事故がめだつて多いので、現場教師や研究者のあいだでは、数年前から、これらの機械を生徒に使用させることを禁止すべ

きだという声が出ていた。これに対して

文部省は、学習指導要領や「中学校技術・家庭科設備充実参考例」（「設備基準」ではないが、実際上の拘束力は強い）などでこれらの機械を使用させることを指導（「参考例」に記載されていない機械の購入には補助金が出ないから実態としては「強要」に近い）してきた関係で、言を左右してきた。昨年七月の国会では長谷川代議士（社）がこの問題をとりあげたが、雇用関係にある労働者に適用される労働安全関係の法規でさえこれらの機械の使用については厳重な規制があるではないかという指摘に対しても、労働基準

法関係の法規は児童生徒には適用されませんという文字通り官僚的な答弁に終止した（『技術教育』六七年十一月号参照）。いっぽう、同じく技術科の授業中電気がんなによって指を切り落した生徒の父兄が学校設置者たる村を相手に起した損害賠償請求訴訟は父兄側の勝訴となったが（『技術教育』六七年十二月号、『教育』十二月号）、これを報じた『週刊朝日』（六七年九月二三日）の記事には「授業中の事故は教師の責任」という見出しがつけられたので技術科教師にはショックを与えた。

文部省が前言をひるがえして新しい通知を出した背景には右の如き事情があるわけであるが、現在進行中の教育課程改訂に際して、文部省ははじめて技術科の安全問題に具体的な考慮を払うらしいことも確実となったとみてよい。

二

今回の通達には要旨つぎのような内容がふくまれている。

第一。直径25センチメートル以上の丸のこ盤の使用を禁止したこと。直径25センチメートル以下のものについても自動送り装置（丸のこ盤自体と同じくらいの価格である）を装着することを要求していること。

第二。動輪の直径60センチメートル以上の帯のこ盤の使用を禁止したこと。

第三。手押かんな盤の使用を全面的に禁止したこと。

第四。電気かんなを、刃を上にして定置式として使用することを禁止したこと。

第五。以上の措置は、たとえ教科書に記載されていても禁止されることになったこと。

これらの措置のうちの二、三項は、いずれも労働基準法に基づく女子年少者労働基準規則の要求している安全管理とほぼ同一水準のものである。文部省の鈴木寿雄教科調査官が、昨年秋、労働基準法は生徒には適用されないと技術科でも考慮に入れると言明している（『第

六回関東甲信越地区・中学校技術家庭科研究大会集録』九ページ）とおり、やむなくとった措置と解される。つまり、利潤を生み出すための雇用関係にある労働者に要求される程度の管理水準を取り入れたに過ぎないのであって、教育という場所ではいかなる安全基準が要求されるかという点に積極的に配慮した跡はみられない。

今回の通知で禁止された措置は、従来、学習指導要領、文部省著作物、検定教科書等で公然と容認され、職業科↓技術科の転換に際して行われた教師に対する実技講習会でも実地に指導されてきたものばかりである。その結果、全面禁止となった手押かんな盤についていえば、六六年三月現在で全中学校（一一、三三九校）に八、九四五台も設置されているのである。

また、電気かんなの上向き使用は、さきの損害賠償請求訴訟の直接の原因となつたもので、従来は文部省著作の『中学校技術・家庭科運営の手びき』（四九、

五〇ページ）において容認されてきた使用である。もともと、中学校に電気かんなが入ってくるのは、小規模学校では丸のこ盤は買えないだろうからその代りに電気かんなを使いなさいという文部省の貧困な（？）配慮の結果なのである。

こうして、教科書に書いてあつても禁止するという措置にでたことは、技術科の安全対策に関しては文部省みずからの従来の指導の非をほぼ全面的に認めたことを意味している。（一九六二年六月に、一つの災害事故を契機として、長崎県教委が独自に、今回の文部省の通知とほぼ同趣旨の通達を出したことがあつた。この通達は、文部省の圧力で一年後には撤回させられたという経過もあつた。）

子どもの指や手が失われるというぬきさしならぬ事実をつきつけたという事情があるにせよ、指導の非を公然と認めさせたということは最近にないことだといつてよいのではなからうか。

今回の措置だけで、中学校全教科の七〇％に及ぶ廃業災害の過半は確実に減ら

すことができるはずである。毎年失われていた何十名かの生徒の指や手が失われずに済むようになるはずである。それだけに、今回の通知はおそすぎたといつてよいのだ。

三

注意しなければならないのは、技術科の安全対策は今回の措置で全面的に解決されるのではなく、解決のために一歩の前進をしたにすぎないということである。技術科で最も緊急に解決されなければならないのは、われわれの考えでは、実習指導時の生徒数を減らすことである。実習時に、一人の教師が四〇名も五〇名もの生徒を相手にするという非常識な事態をなくすことである。技術科の授業は、二学級の男生徒を一緒にして行われるので、学級編成の定数は減つても五〇名を超えることはめざらしくないのである。われわれは、技術科の授業はせめて半数学級編成にする必要があると考えている。

なお、今回の通知を知った技術科教師のあいだには、危険な作業をやらせずに済むという安心感が生れている反面、せっかくなかった機械を無駄にするのはもったいないといつて、校長や教委が学校管理などに活用することを考え、教師が危険に追い込まれるのではないかという不安も生れている。

今回、ようやく禁止措置がとられるにいたった経過を考えると、残念におもわれることの一つは、技術科の安全対策が当の技術科教師以外の人々からはほとんど注目されなかったことである。義務教育の段階の学校に、災害を頻発する機械類が導入されるはずがないという教育界の常識がそうさせた有力な要因ではないかとおもわれる。技術科は、中学校にしか存在しない（小学校・高校にはない）教科だということも要因の一つであろう。問題の重要性を主張する技術科教師の声が小さかったということもいえるのであろう。

もしかりに、この技術科の安全対策の

問題が各地の教職員組合でとりあげられ、日教組段階の問題にもなるという状況であったら（教研集会の技術教育分科会では問題となっていた）、事態はもっと早く解決の道へ近づいていたといえるようにおもえてならないのである。

科学・技術の水準が急激に進歩するにつれて、新しく、機械・工具・薬品類が学校教育のなかに入り込んでくるのは必然的な傾向だといつてよい。このような事態に対する安全対策はついおくれがちである。不幸にして起つた災害に対する補償制度に至っては皆無である。

教育のばにおける災害問題と安全対策、補償問題を研究する気運がもりあがって、つてくることを期待したい。

△佐々木享 〓教科研・技術教育部会▽